

第六十号議案

江戸川区立障害者就労支援センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年九月二十四日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立障害者就労支援センター条例の一部を改正する条例
江戸川区立障害者就労支援センター条例（平成十七年三月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「江戸川区篠崎町一丁目三二番二三号」を「江戸川区東小岩六丁目一五番二号」に改める。

付 則

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

（説明）

江戸川区立障害者就労支援センターの移転に伴い、位置を改める必要があるの
で、本案を提出いたします。